

令和4年第1回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第6日目）  
経済建設分科会審査記録

- 1 日 時 令和4年3月14日（月） 午前11時35分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第41号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第21号）  
議第6号 令和4年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（7名）  
2番 山田 勉 君 3番 大滝 国吉 君（委員長）  
4番 菅井 晋一 君 5番 尾形 修平 君  
6番 川村 敏晴 君 7番 川崎 健二 君  
副委員長 小杉 武仁 君
- 5 欠席委員  
なし
- 6 傍聴議員（5名）  
上村 正朗 君 富樫 雅男 君 高田 晃 君  
本間 善和 君 渡辺 昌 君
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田 敏秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者  
副 市 長 忠 聡 君  
建 設 課 長 伊与部 善久 君  
同 課 整 備 室 長 須 貝 民雄 君  
同 課 整 備 室 副 参 事 伊 藤 孝雄 君  
同 課 管 理 室 長 本 間 孝幸 君  
同 課 管 理 室 係 長 矢 部 和 貴 君  
同 課 日 沿 道 対 策 室 長 小 池 一 栄 君  
都 市 計 画 課 長 大 西 敏 君  
同 課 参 事 小 野 道 康 君  
同 課 建 築 住 宅 室 長 浅 野 宏 君  
同 課 建 築 住 宅 室 副 参 事 宮 村 勉 君  
同 課 都 市 政 策 室 長 風 間 貴 志 君  
上 下 水 道 課 長 山 田 知 行 君  
同 課 経 営 企 画 室 長 長 谷 部 淳 君  
荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長 渡 邊 修 君  
神 林 支 所 産 業 建 設 課 長 斎 藤 雄 一 君  
朝 日 支 所 産 業 建 設 課 長 加 藤 泰 君  
同 課 建 設 管 理 室 長 鈴 木 健 次 君  
山 北 支 所 産 業 建 設 課 長 小 田 和 弘 君
- 10 議会事務局職員  
局 長 長谷部 俊一

(午前 11 時 35 分)

特別委員長 (大滝国吉君) 開会を宣する。

○本特別委員会の審査については、本特別委員会に設置した経済建設分科会の所管事務について審査することとした。

分科会長 (川崎健二君) 経済建設分科会の開会を宣する。

○本日の審査は、議第 6 号及び議第 41 号のうち建設課、都市計画課及び上下水道課分について審査した後、議第 6 号及び議第 41 号のうち経済建設分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

**日程第 11** 議第 41 号 令和 3 年度村上市一般会計補正予算 (第 21 号) のうち経済建設分科会所管分を議題とし、担当課長 (建設課長 伊与部善久君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課長 山田知行君) から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第 15 款 国庫支出金

(説 明)

建設 課長 それでは、議第 41 号の 9 P、10 P を御覧いただきたいと思う。15 款 2 項 4 目第 1 節の道路橋りょう費補助金である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、社会資本整備総合交付金で 920 万円の減額計上させていただいた。これは令和 3 年度の社会資本整備総合交付金事業、市道今宿 7 号線道路改良工事の令和 2 年度繰越事業との調整精算による国庫負担金の減額分として 920 万円を減額計上させていただいたものである。

都市計画課長 それでは、都市計画課所管分についてご説明させていただく。そのすぐ下になる。15 款 2 項 4 目土木費国庫補助金の 1 節道路橋りょう費補助金の説明欄の 2、社会資本整備総合交付金については市道南中央線道路改良工事に対する交付金で、事業実績に基づき 1 万 5,000 円の減額をお願いするものである。次に、2 節都市計画費補助金の説明欄 1、社会資本整備総合交付金については、歴史的風致形成建造物保存事業及び建造物外観修景事業、無電柱化事業に対する交付金で、事業実績に基づき 664 万 9,000 円の減額をお願いするものである。次に、説明欄の 2、宅地耐震化推進事業費補助金については、国の令和 3 年度補正予算に伴う大規模盛土造成地の耐震化に係るもので、大規模盛土造成地第 2 次スクリーニング調査業務委託料に対する補助金である。以上である。よろしく願います。

第 16 款 県支出金

(説 明)

建設 課長 次に、11 P、12 P を御覧ください。16 款 1 項 3 目第 1 節の農業費県負担金である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、地籍調査事業費負担金で 351 万 3,000 円の減額計上をさせていただいた。これは地籍調査事業費負担金の当初予算計上額に対し、

最終交付決定のあった額との差額を計上させていただいたものである。次に、2項4目第1節の農業費補助金である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、地籍調査事業費補助金で64万2,000円の増額計上をさせていただいた。これは地籍調査事業費負担金の当初予算計上額に対し、追加により変更交付決定のあった額との差額を計上させていただいたものである。以上である。

歳入

第15款 国庫支出金

(質 疑)

尾形 修平 これ社会資本整備交付金の、都市計画課の、下の宅地耐震化ってさっき課長説明あったけれども、これ大規模盛土に関するやつなのだよ。

都市計画課長 そのとおりである。

尾形 修平 ちなみに、熱海の土石流災害があって、こういうのが国のほうで多分指定されてきたのだと思うけれども、本市においてそういうような大規模盛土の対象になるようなところというのは何か所ぐらいあるのか。

都市計画課長 熱海のことではないが、それ以前にもう大地震があって、それに対して村上市における大規模な盛土というものを調査、ホームページで公開しなさいというような流れがあり、令和元年度に国のほうで村上市分を調査していただいた。それが第1次スクリーニングで、令和2年度に村上市でそれを受けて、今度村上市で第2次スクリーニングに対する計画策定業務委託を出させていただいた。その中で26か所が一応村上市における大規模盛土造成地に該当するというような中で、その中でほとんどのものが経過観察であるが、早急に調査を行うべきものということでこのたび計上させていただいた貝附地内になるけれども、こちらのほうの第2次スクリーニング調査を計上させていただいているものだ。

尾形 修平 ちなみに、調査して、例えば何か異変があるとかというのに対して、今度どのような対処方法というのが想定されるのかなと考えただけけれども、その辺はいかがか。

都市計画課長 今経過観察ということである。そちらについては、経過の中で観察している中で何か被害が起こりそうなどという形になった場合、国のほうの補助が出るのかどうかちょっとその辺まではっきり確認はしていないが、今早急に調査していくものについては国の補助金をいただいて第2次スクリーニング調査を行い、また必要なそれに対する修繕、修理等があれば、それも補助事業における手当てがあるというふうに聞いている。

尾形 修平 今貝附と聞いて、ああと納得はしたのだけれども、貝附というのはこの26分の1という理解でいいのだよね。

都市計画課長 そうだ。

尾形 修平 そうすると、ほかの25か所に関しても、あれだけというか、盛っているのがほかにあるのかなと俺も考えたけれども、なかなかその25か所が想像つかないのだけれども、ざっともしあれであれば教えてもらえるか、どの辺だかというのを。

都市計画課長 ちょっと今ざっと見ているが、一応ホームページのほうにもう全て公開している。ざっと山北から・・・

尾形 修平 地区別でいいよ、もしあれだったら。地区別に山北、朝日、村上市何か所ずつでもいいよ。

都市計画課長 一応このような形ではホームページ上に地図でブロック割りをしながらでそれぞれで公開はしている。ちょっと箇所ごととか・・・

尾形 修平 では、いいよ。それであれば、ホームページ見るのでいい。了解だ。

#### 第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長 (川崎健二君) 休憩を宣する。

(午前 11時47分)

---

分科会長 (川崎健二君) 再開を宣する。

(午後 1時00分)

#### 歳出

##### 第4款 衛生費

(説 明)

上下水道課長 それでは、上下水道課所管分の一般会計補正予算についてご説明をいたす。予算書の17P、18Pを御覧ください。4款1項1目保健衛生費総務費のうち、説明欄2、簡易水道事業会計繰出金540万円、説明欄3、上下水道事業会計繰出金1,790万円だが、いずれも新型コロナウイルス感染症対策における経済支援として、料金値上げ実施を先送りしたことに対する令和4年度影響額分の繰出金となる。

##### 第6款 農林水産業費

(説 明)

建設 課長 それでは、ページをめくっていただいて、19P、20Pを御覧いただきたいと思う。6款1項5目農地費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。一番下段になる。3、地籍調査経費で331万4,000円の減額計上をさせていただいた。これは、地籍調査事業において年度内工程の調整により事業量が減となったことから、それに相応した推進協力員報酬8万4,000円、通信運搬費4万2,000円、測量設計等委託料318万8,000円を減額させていただいたものである。

上下水道課長 続いて、予算書の21P、22Pを御覧ください。6款4項1目農業集落排水処理施設費、説明欄の1、下水道事業会計繰出金450万円だが、農業集落排水施設使用料等の料金改定による値上げ据置分として繰り出すものである。

##### 第8款 土木費

(説 明)

建設 課長 次に、23P、24Pを御覧いただきたいと思う。8款2項2目道路維持費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、道路対策事業経費で120万円の減額計上をさせていただいた。これは、市道下助渕38号線の用地購入費が最終確定いたしましたことから減額計上させていただいたものである。次に、2項3目道路新設改良費である。同じく説明欄を御覧いただきたいと思う。市道整備事業経費で1,200万円の減額計上をさせていただいた。これは社会資本整備総合交付金事業、市道今宿7号線道路改

良工事における令和2年度繰越工事と今年度工事の精算調整によるもので、繰越工事により進捗が図られたことにより本年度の工事範囲が少なくなったことから、工事請負費の減額計上をさせていただいたものである。次に、4項2目河川改良費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、急傾斜地崩壊対策経費で650万円の減額計上をさせていただいた。これは花立地区地滑り対策事業における対策工事の詳細設計において、当初予定していた地質調査業務について、工法の検討により不要となったことから減額計上させていただいたものである。次に、2、河川整備促進経費で400万円の減額計上をさせていただいた。これは普通河川滝矢川改修事業において、上水道施設の配水管移設補償金が工事の完了による精算によって額が確定したことから減額計上させていただいたものである。

都市計画課長 そのすぐ下になる。8款6項1目都市計画総務費の説明欄1、都市計画総務一般経費について、測量設計等委託料921万6,000円は、先ほど歳入でも申し上げた大規模盛土造成地第2次スクリーニング調査業務委託料である。その下、都市計画関係業務委託料318万2,000円の減額は、都市計画マスタープランの作成業務において、事業手法の見直しと次年度作業との工程調整により発生した差額分のほか、各種委託業務の事業費の確定によるものである。説明欄の2、歴史的風致維持向上計画推進経費については、測量設計等委託料433万7,000円の減額は、市道2路線の無電柱化に向けて実施した測量及び予備設計業務の事業費が確定したことによるものだ。その下、歴史的風致形成建造物保存事業補助金483万9,000円の減額及び次の建造物外観修景事業補助金412万1,000円の減額は、今年度に交付する補助金の額が確定したことによるものだ。

上下水道課長 同じく8款7項1目下水道整備費の説明欄1、下水道事業会計繰出金2,800万円だが、公共下水道使用料等の料金改定による値上げ据置分として繰り出すものである。

都市計画課長 一番下の欄になる。8款8項1目住宅管理費の説明欄1、安全対策普及啓発事業経費48万2,000円は、屋根雪下ろし命綱固定アンカーの普及啓発について、市内施工業者等の施工技術習得を図るための講習会開催に係る講師謝礼や資料印刷代などである。

#### 第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長 27P、28Pを御覧いただきたいと思う。中頃になるが、11款2項1目公共土木施設災害復旧費である。説明欄を御覧ください。財源更正だが、これは市道蒲萄5808号線のり面改修工事が本年度からの緊急自然災害防止対策事業債の対象となったことから、一般財源から地方債に財源の更正をさせていただいたものである。以上である。

#### 第2表 繰越明許費

(説明)

建設 課長 それでは、議件書の4Pを御覧いただきたいと思う。上から9行目で真ん中辺りになるが、8款2項の道路橋りょう費、道路対策事業経費で5,045万1,000円である。これは道路メンテナンス事業補助金、市道北中大沢線橋梁修繕設計業務委託において、現地詳細調査で想定以上の劣化の進行が見られ、工法の再検討に不測の日数を要し、年度内での履行ができなくなったこと並びに橋梁点検業務委託において一部

の点検対象橋梁現場までの経路で災害が発生し、通行不能となり、年度内での点検ができなくなったため、繰越しをお願いするものである。その次の段になるが、8款2項の道路橋りょう費、除雪対策経費で430万円である。これは市道石住堀野線消雪施設（取水工）工事において、制御盤設置機材がコロナ禍の影響による半導体等の部品供給の遅延により年度内での納入が見込めなくなり、履行ができなくなったため、繰越しをお願いするものである。次に、その下、11行目になるが、8款2項の道路橋りょう費、市道整備事業経費で1,060万円である。これは社会資本整備総合交付金事業、市道府屋勝木線用地測量その3業務において、対象用地の一部で国土調査の成果の修正が必要となったため、年度内での履行ができなくなったことから繰越しをお願いするものである。以上である。

都市計画課長 そのすぐ下になる。8款6項の都市計画費、都市計画総務一般経費921万6,000円である。これは歳出でもご説明申し上げた大規模盛土造成地第2次スクリーニング調査業務委託料である。これを全額繰り越し、令和4年度に事業を実施するものだ。その下になる。8款8項の住宅費、安全対策普及啓発事業経費48万2,000円である。これも歳出でご説明申し上げたが、補正予算を全額繰り越し、令和4年度に事業を実施するものである。以上だ。

歳出

第4款 衛生費

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第6款 農林水産業費

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第8款 土木費

（質 疑）

尾形 修平 24Pの市道整備事業経費で、先ほど課長から今宿の件説明受けたけれども、大分年数もたっているし、今後の完成までの予定はどうなっているのかちょっと教えてください。1,200万円の減額したねっか。これ今宿の交差点、交差点というか、踏切だよね。それの。

建設 課長 実はこれ今年度、2月の22日頃にもう開放している。工事のほうは今年で工事終わりなのだが、これ実を申し上げますと令和2年度からの繰越分がJR工事でかなり予算が余されて、それが繰り越してきたがために、今年令和3年度が最終年度なために、その分がところてん式に押し出されて、返すことになったということである。工事については今年度で終了して、一部来年度、完了してからのJRの敷地内の用地、歩道で広げた分だけ買収するという事業だけ残っているのだけれども、その分だけ令和4年度で行うことになっている。

第11款 災害復旧費

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 第2表 繰越明許費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否についての発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第41号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

**日程第12** 議第6号 令和4年度村上市一般会計予算のうち建設課、都市計画課及び上下水道課所管分について、担当課長（建設課長 伊与部善久君、都市計画課長 大西 敏君、上下水道課長 山田知行君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

## 歳入

### 第14款 使用料及び手数料

(説 明)

建設 課長 それでは、建設課所管分の歳入についてのご説明をしていきたいと思う。主に予算額の大きいもののみについて説明をさせていただくので、よろしく願いいたす。それでは、24P、25Pをお開きください。14款1項7目土木使用料、第1節の道路使用料だ。説明欄を御覧いただきたいと思う。2、道路占用料で1,908万円を計上させていただいた。これは電力柱やNTT柱などの電柱のほか、ガス管などの令和4年度分の道路占用料を計上させていただいたものである。次の2節河川使用料の1、河川占用料及び第3節都市計画使用料の4、ふれあい広場使用料については、金額が少額なので、説明を省略させていただく。

都市計画課長 それでは、都市計画課所管分について、主なものについてご説明いたす。第3節都市計画使用料については少額であり、省略させていただく。続いて、第4節住宅使用料2,537万3,000円については、市営住宅管理戸数236戸、駐車場66区画分の現年度及び滞納繰越分の使用料である。

建設 課長 26P、27Pの一番下段になるが、2項6目第1節の土木手数料については、説明欄に記載のとおりなので、説明を省略させていただく。

都市計画課長 同じく第2節都市計画手数料についても少額であり、省略させていただく。

### 第15款 国庫支出金

(説 明)

建設 課長 28P、29Pになるが、15款1項3目第1節の災害復旧費国庫負担金については、説

明欄に記載のとおりなので、説明を省略させていただく。次に、30P、31Pをお開きいただきたいと思う。15款2項5目土木費国庫補助金、第1節の土木管理費補助金である。説明欄を御覧いただきたいと思う。これ観光課になっているけれども、来年度から観光課ということであるが、現在まで建設課でやっているの、この説明については建設課のほうでさせていただきたいと思う。1、官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援調査費補助金で2,000万円を計上させていただいた。これは道の駅朝日の令和4年度基本設計業務委託における国庫補助金予定額を歳入として計上させていただいたものである。補助率については、対象事業費の2分の1となっている。次に、2項5目土木費国庫補助金、第2節の道路橋りょう費補助金である。同じく説明欄を御覧いただきたいと思う。1、社会資本整備総合交付金で1億5,330万6,000円を計上させていただいた。これは令和4年度の社会資本整備総合交付金の要望額2億4,707万9,000円に対する国費相当額1億5,330万6,000円を歳入として計上させていただいたものである。補助率については事業によって異なるが、54%から3分の2となっている。次に、2、道路メンテナンス事業費補助金で1億7,030万円を計上させていただいた。これは令和4年度の道路メンテナンス補助金の要望額2億8,670万1,000円に対する国費相当額1億7,030万円を歳入として計上させていただいたものである。補助率については59.4%となっている。次に、その下になるが、3、踏切道改良計画事業費補助金で118万8,000円を計上させていただいた。これは令和4年度の踏切道改良計画事業費補助金の要望額200万円に対する国費相当額118万8,000円を歳入として計上させていただいたものである。補助率については59.4%となっている。次に、その下になるが、4、交通安全対策補助金で386万1,000円を計上させていただいた。これは令和4年度の交通安全対策補助金の要望額650万円に対する国費相当額386万1,000円を歳入として計上させていただいたものである。補助率については59.4%となっている。

都市計画課長

同じくすぐその下だ。15款2項5目第2節道路橋りょう費補助金のうち説明欄5、都市計画課分107万円については、坂町地内の都市計画道路南中央線道路整備の交付金である。次に、第3節都市計画費補助金、説明欄1の社会資本整備総合交付金の都市計画課分2,075万6,000円については、歴史的風致形成建造物保存事業1,621万5,000円及び建造物外観修景事業454万1,000円の交付金である。その下になる。第4節住宅費補助金、説明欄1の社会資本整備総合交付金の都市計画課分385万7,000円については、公営住宅等長寿命化計画改定業務委託料で334万4,000円、そのほか木造住宅耐震診断及び耐震改修、屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置の交付金である。以上だ。

#### 第16款 県支出金

(説明)

建設 課長

32P、33Pをお開きください。16款1項3目農林水産業費県負担金、第1節の農業費県負担金である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、地籍調査事業費負担金で450万円を計上させていただいた。これは、令和4年度の地籍調査事業費の要望額600万円に対する県負担金相当額450万円を計上させていただいたものである。なお、国負担分を含めて県負担金となっており、内訳は国が50%、県が25%であり、合わせて75%の負担金となっている。次に、34P、35Pをお開きいただきたいと思う。2項4目農林水産業費県補助金、第1節の農業費補助金である。説明欄を御覧いた



だきたいと思う。18、地籍調査事業費補助金で2,887万5,000円を計上させていただいた。これは、令和4年度の地籍調査事業の要望額3,850万円に対する県補助金相当額2,887万5,000円を歳入として計上させていただいたものである。なお、先ほど同様国分を含めて県の負担金となっており、内訳は国が50%、県が25%で、合わせて75%の補助金となっている。

都市計画課長 同じく34、35Pだ。16款2項5目土木費県補助金、第2節住宅費県補助金30万2,000円には木造住宅耐震診断、耐震改修、屋根雪下ろし命綱固定アンカーの県補助金である。

建設 課長 36P、37Pを御覧いただきたいと思う。3項3目第1節の港湾費委託金だが、説明欄に記載のとおりなので、説明を省略させていただく。

都市計画課長 同じく36、37P、16款3項3目土木費委託金、第2節住宅費委託金1,558万9,000円のうち主なものについては、説明欄1の県営住宅管理委任交付金996万4,000円は県営住宅の家賃収入の約23%が市に交付されるものである。説明欄3、県営住宅特別修繕交付金は、県営住宅の修繕費の交付金として524万7,000円である。

#### 第17款 財産収入

(説明)

都市計画課長 同じく36、37Pの一番下、17款1項1目財産貸付収入、第1節土地貸付収入のうち説明欄3の県営住宅敷地貸付収入395万9,000円については、県営住宅4か所の市有地の借地料である。

#### 第21款 諸収入

(説明)

都市計画課長 40、41Pの一番下、21款2項1目市預金利子及び42P、43Pの4項1目第3節土木費貸付金元利収入については少額であり、省略させていただく。

建設 課長 46P、47Pを御覧いただきたいと思う。21款6項6目、第7節の土木雑入だが、説明欄の2から6が建設課所管となっているが、金額は少額なので、説明を省略させていただく。

都市計画課長 同じく46、47Pの21款6項6目第7節土木雑入のうち説明欄8の借上住宅家賃個人負担金47万7,000円については、市當中川原住宅入居者が民間賃貸住宅へ住み替えた場合の家賃相当分の負担金である。以上、都市計画課分の歳入の説明を終わらせていただく。

#### 歳入

##### 第14款 使用料及び手数料

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### 第15款 国庫支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

##### 第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第21款 諸収入

(質 疑)

尾形 修平 土木雑入の借り上げ住宅の件なのだけれども、これ今市営中川原住宅の住み替えということなのだけれども、本会議でも市長からそういうような話あって、もうこの委員会でもさんざん民間アパートのほうにということ saying ってきたので、それが始まったのかなというふうには理解したのだけれども、この47万7,000円というのは1世帯分か、ちなみに。

都市計画課長 室長のほうから説明させる。

建築住宅室長 10世帯分の中川原住宅家賃分になる。

尾形 修平 これ皆さんのほうに意向調査をかけて、結果だと思っただけけれども、総数からすると少ないね。この前本会議でも、市長のほうから建て替えについての質疑のあった中で、いわゆるハザードマップで浸水区域であるということを市長の口からああいう格好で出てしまうと、あの時点でもうあの場所では建て替えは無理だというふうに判断せざるを得ないのだよね。というのは、塩町地内で民間の保育園の建設があったときに議論になって、ハザードマップで浸水区域であるから駄目だろうということで、それが結果的に民間の事業者が撤退する理由になってしまったのだけれども、私がここで言いたいのは、ハザードマップの運用の仕方を明確にしておかないと、浸水区域では公共の建物は建たないというふうに皆さん思ってしまうのだよね。だから、その辺を、所管違うかもしれないけれども、総務のほうでも十分に運用の仕方をもっと市民に広く知らしめるべきだなと思うのだ。だから、その辺、今日は副市長おられるので、副市長からご意見を伺いたいなというふうに思う。

副 市 長 中川原住宅の今建っている場所については、委員おっしゃるように、そういった区域であるというふうなことで市長からも答弁のあったところである。避難をするというのがもう大原則になっているが、今後公共施設を建てる場合については、避難の様態だとか建設に対しての構造、そういったものも全部総合して、どうあるべきかというようなものを整理した上で、そして検討に入るというふうなことになっているので、以前民間の方が保育施設ということで提案もあったわけであるけれども、そのときの判断した状況と今後また今申し上げたような形の中でしっかりとした一貫性のある対応ができるように整理をした上で、検討をさらに進めていくということにさせていただきたいというふうに思う。

尾形 修平 そのとおりなのだ。仮に前回塩町のあの地域だったけれども、今回示されているハザードマップの中で、例えば別の団体がそういう保育施設とか、そういうものの建設提案があったときに、市としてしっかりとした俺は対応するべきだなというふうに思うのだ。そうしないと、浸水区域では何も建たないと。新潟市は、80%ぐらいもう浸水区域になっているのだから、古町のあの辺含めて何もできないということになるので、議論の中でハザードマップの取扱いというか、ハザードマップ自体が

独り歩きしてしまったというのが私の印象なので、今回市長からああいう答弁があったので、ぜひその辺をしっかりと市民のほうに周知していただきたいなというふうに思うので、よろしく願います。以上だ。

菅井 晋一 今尾形委員が言ったのとほとんどそれで、私もあとないのだけれども、1点だけ、2世帯が今予算組んだということなのだけれども・・・  
（「1世帯」と呼ぶ者あり）

菅井 晋一 1世帯だっけか。それで、この前の2月に高校生と除雪のボランティアがあつて、たまたま私が行ったのだけれども、住民ともいろいろ話聞いたら、やっぱりそこにいたいという声結構あったものだから、なかなか難しいのかなというふうに私は思ったのだが、取りあえず1人だけれども、今後可能性というか、どんな程度なのだろうか。非常に難しいかなというふうに思ったのだけれども。

都市計画課長 今、アンケートの中では2世帯住み替えしたいというふうな話あるけれども、ほかにも検討しているという方も4世帯ぐらいいらっしゃるし、ただどうしても現在四十数世帯ある中の方全員住み替えというふうにはならないかと思うので、その辺について、ただできるだけそこにいたいという皆さんのご意向もある。ただ、今言ったようなハザードマップ上の問題もあるけれども、その辺を検討して、また住んでいらっしゃる方のご意見もお伺いしながら、いい形で住み替えできるようなことを考えていきたい、それを来年度の長寿命化計画の中で結論づけたいというふうに考えている。

菅井 晋一 なかなか本当に出ていけなんて到底言われるわけがない。本当に住む人の立場に立っても考えていかなければならないなというふうに思う。ただ、私の考えとしては、ハザードマップのことをあそこで建て替えしない理由にするのはいかがかと思うし、だからむしろ市が市営住宅の部門を縮小していくのだと、そう言ったほうがいいのかのような気がするのだけれども、いかがだろうか。

都市計画課長 縮小というか、どうしても入居希望者と今後の予測の中で10年間の計画を来年度長寿命化計画の中で立てるけれども、どうしても申込みがあつて、小さくするために、住む方、安価な住宅、低廉な住宅ということで、最低限のセーフティーネットを市のほうで担わなければいけないということで、縮小したくても難しいというところ、民間のほうでももっと金額的なところとかもいろいろあるのだけれども、そちらのほうに行ってくればあれなのだけれども、どうしてもそこまで皆さん民間のほうではなく、公営住宅のほうにやはり申込みが来てしまうというところで、予測も難しいところもあるかとは思いますが、ちょっとその辺を見てみないと、縮小したくてもなかなかできないようなところもあるのかなというふうに考えている。

菅井 晋一 ちょっと言い方が悪かったね。縮小という言葉はよくないね。民間活用というかな、住宅部門の民間活用というふうにしたほうが公共でやるよりも民間のほうの方が有効なのではないかというふうに思うし、そういう視点から住宅問題を考えていったほうがいいのかないかなというふうに、ハザードマップは、あれは言うてはいけないことかなというふうに思う。以上だ。

尾形 修平 今の菅井委員に付け加えて、今回この方はアパートということで説明あったけれども、やはりこれだけ空き家もあるので、その辺も市民課と連携した中で、今年空き家の調査もまた再度やるということなので、その辺の活用もしていただきたいと思うし、本当に公営住宅法、私もちょっと勉強させてもらったのだけれども、必要なかなと、今の村上市の経済状況の中で。確かに低所得者の方に対してのあれは必

要だかもしれないけれども、これって市が補助金出してやってやれば、民間活用したほうが私は新たにそこに建てたりするよりははるかに経済が回ると思うし、賃貸側の人にもいいのではないかなというふうに思うので、私はもう建て替えはしないという方向性を出してもいいのではないかなと思っているのだけれども、その辺課長でもいいし、副市長でもいいけれども、どうか。

副市長

特に中川原住宅については、さきの本会議でも意見をいただいたところであって、その後、現在住まわれている方に、先ほど申し上げたようにアンケートを取ったわけである。委員おっしゃるように、確かに民間のアパートを活用するという方法ももちろんあるし、そういった趣旨の意向もお伺いしたところではあるのだけれども、ここがいい、やっぱりここで住み続けたいという意向もかなり強いものがあるというのがアンケートの結果から読み取れた。したがって、その意思もある意味ではやっぱり尊重しなければならないということもあるものだから、先ほどから申し上げているように、ただしハザードマップ上の区域であるということも踏まえて、繰り返しになるけれども、令和4年度の中でしっかりそこは議論をしながら、一定の方向を見いだすようにさらに踏み込んで検討してまいりたいというふうに思うので、ご理解をいただきたいというふうに思う。

尾形 修平

課長のほうで長寿命化の計画策定していくというけれども、長寿命化ということは今ある施設を改修するということで理解しているのだけれども、それに対する投資、やっぱりある程度の採算面というかを考えないと俺はどんなものなのかなと思うし、今入っておられる方の家賃収入と比較して、投資できる金額というのもおのずと俺は変わってくると思うのだけれども、その辺の考え方としてはどういうふうな考えを持っているのか。

都市計画課長

民間のほうの活用も本当に図れればということで、皆さんで先ほどアンケートというか、実際聞き取りに行ってきた、お一方ずつ皆さんのお話を聞いたら、ここにそのまま住んでいたい、建て替えるのであればここでそのまま住んでいたい、移りたくない。また、どうしても、高齢だから、駄目でもここにいたい。民間のアパート、結構金額的にもうちのほうで補助して、安く今の金額で、中川原と同じ金額で行けるような形で補助するというようなことでお話ししても、やはりここにいたいというような形、皆さんの意見がそんなものだったので、なかなか非常に難しいのかなど。説得するというのも変な感じでもあるし、その辺。ただ、今の金額、新しく建て替えるに当然金額的にはかなりなものになるけれども、まずそこで住む方々の権利云々を考えると、お金だけではなかなか、コスト的なものというのもちょっと難しいのかなという、それが高いからといっても手がもうなかなかなく、民間のところも行きたがらないということになると、やはりちょっと難しいかなというふうに考えている。

尾形 修平

以前それこそ上の山にあった市営住宅も建て替えて、当然家賃もそれなりに上がったよね。その家賃を払えないために出たという人も中にはいるわけだ。だから、今これ中川原だってもう建て直せばそれなりの、今納めてもらっている家賃よりは、俺は当然上がるものだと思っているのだけれども、考え方としてはそれでいいのだよね。

都市計画課長

今の中川原については、住み替えするに当たって家賃を上げずに、今の金額でとにかく移ってもらい・・・

尾形 修平

いや、住み替えていないのだ。新築で建て替えたときに・・・建て替えたときに住

み替えるのは、そういうことなの。

都市計画課長 建て替えについては、5年間で想定される。最初は、今の金額からスタートして、5年間で徐々に上げていくという、そういうような形で調整していく。

尾形 修平 それでは、市の負担が物すごく大きくなるね、それであれば。いい、まだ先の話なので。

歳出

#### 第4款 衛生費

(説明)

上下水道課長 それでは、上下水道所管分の一般会計予算についてご説明をいたす。予算書の112P、113Pを御覧ください。4款1項1目保健衛生総務費のうち説明欄の5、簡易水道事業会計繰出金2億4,788万3,000円だが、簡易水道事業会計への繰出金となる。続いて、説明欄6、上水道事業会計繰出金2,000万9,000円だが、上水道事業会計への繰出金になる。

#### 第6款 農林水産業費

(説明)

建設 課長 それでは、134P、135Pをお開きください。6款1項5目の農地費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。4、地籍調査経費で4,728万1,000円を計上させていただいた。内訳については国土調査法第10条2項の規定による調査業務委託での測量設計等委託料4,510万6,000円のほか、説明欄に記載のとおりとなっている。なお、地籍調査の対象地域は負担金対象事業が神林第34計画区の塩谷の一部、補助金対象事業が朝日第36計画区の檜原、板屋越、早稲田の一部となっている。次に、ページをめくっていただいて、6の地籍調査事業職員人件費で1,065万5,000円を計上させていただいた。これは地籍調査事業に係る職員の人件費で、内訳については説明欄に記載のとおりとなっているが、職員2名分を計上させていただいている。

上下水道課長 続いて、予算書の146P、147Pを御覧ください。説明欄1、下水道事業会計繰出金7億3,666万7,000円だが、下水道事業会計への繰出金のうち集落排水事業分となる。

#### 第8款 土木費

(説明)

建設 課長 次に、156P、157Pをお開きください。8款1項1目土木総務費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、土木総務管理経費並びに5、広域道路整備一般経費については、説明欄に記載のとおりとなっているので、説明を省略させていただく。次に、6、道の駅朝日拡充計画経費で4,682万4,000円を計上させていただいた。内訳の主なものといたして、拡充基本計画に掲げる整備目的や道の駅を目指すものを具現化するためのプロデュース業務委託料で660万円を、また基本設計業務委託料で4,000万円を計上させていただいた。なお、基本設計業務委託料については国土交通省の官民連携による地域活性化のための基盤整備推進調査費補助金の対象となるよう、今年度中に応募手続を行うこととしている。なお、補助率については2分の1となっている。次に、ページをめくっていただいて、8、土木総務費職員人件費で1億7,054万1,000円を計上させていただいた。これは土木総務に係る21名分の職員人件費を計上させていただいたものである。次に、8款2項1目道路橋りょう総務費で

ある。説明欄を御覧ください。1、道路橋りょう一般管理経費で4,935万3,000円を計上させていただいた。内訳の主なものとしたしては、光熱水費で道路照明等の電気料等で842万2,000円を、また日東道の地域活性化インターである神林岩船港インターチェンジ、村上山辺里インターチェンジ、朝日三面インターチェンジの除雪等の国土交通省への施設維持保全業務委託料で831万円を、道路台帳補正業務等の測量設計等委託料として2,292万1,000円を計上させていただいている。次の2、日本海沿岸東北自動車道整備推進事業経費については、説明欄に記載のとおりとなっているので、説明を省略させていただく。次に、2目の道路維持費である。次のページにまたがっているが、説明欄を御覧いただきたいと思う。1、道路維持管理経費で1億1,689万5,000円を計上させていただいた。内訳の主なものとしたしては、道路の舗装や側溝などの補修等に係る修繕料5,050万円を、また道路の除草や路面清掃等の維持保全に係る業務委託料5,500万円などを計上させていただいている。次に、2、道路対策事業経費として4億2,203万2,000円を計上させていただいた。測量設計等委託料として市道山添線門前中野橋橋梁修繕設計業務委託ほか9件の業務委託料4,626万6,000円並びに橋りょう長寿命化修繕計画策定業務委託料で150橋の橋梁点検業務委託料と1橋の横断歩道橋点検業務委託料2,550万円を計上させていただいた。また、工事委託料としてJRに委託する市道藤沢停車場線桃崎人道橋補修工事委託料1億2,228万1,000円のほか、工事請負費で市道山居1号線交通安全対策工事ほか26件の工事費2億2,212万6,000円を計上させていただいた。次に、3、臨時経済対策事業経費（道路維持）として6,400万円を計上させていただいた。これは現年の道路対策事業のほか、臨時経済対策事業として道路維持に係る修繕料1,200万円及び工事請負費5,200万円を計上させていただいた。修繕料では瀬波1号線防護柵修繕工事など地域から要望のあった箇所での修繕工事経費を、また工事請負費では市道羽下ヶ淵線側溝改修工事ほか13件の道路維持工事経費を計上させていただいている。次に、4、除雪対策経費として8億1,433万9,000円を計上させていただいた。内訳の主なものとしたしては、消雪パイプ点検業務委託業務などの設備保守点検業務委託料で4,865万1,000円を、除排雪委託料で3億円を計上し、また工事請負費で市道上片町古渡路線消雪施設（散水管）改修工事ほか16件の工事費1億2,646万円を計上させていただいている。次に、3目の道路新設改良費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、市道整備事業経費で1億51万円を計上させていただいた。内訳の主なものとしたしては、測量設計等委託料で市道府屋勝木線用地分筆測量業務委託ほか6件の委託料1,139万8,000円を、工事請負費として市道山辺里18号線道路改良工事費ほか6件の工事費3,441万2,000円を、また補償金として市道府屋勝木線物件補償ほか2件分、4,990万円を計上させていただいている。次に、2、臨時経済対策事業経費（道路新設改良）として1,125万円を計上させていただいた。これは現年の市道整備事業のほか、臨時経済対策事業として道路新設改良に係る市道山添線道路改良工事ほか2件の工事請負費1,125万円を計上させていただいたものである。次に、3、道路改良事業費職員人件費で4,552万4,000円を計上させていただいた。これは道路改良事業に係る7名分の職員人件費を計上させていただいたものである。次に、ページをめくっていただいて、162P、163Pだ。8款3項1目排水路維持費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、排水路維持管理経費で1,870万4,000円を計上させていただいた。内訳の主なものとしたして排水路の修繕料で269万円を、施設維持保全業務委託料として草刈りや江ざらいの委託料1,100万円を、

また工事請負費として旧烏川排水路土留め工事に係る工事費500万円を計上させていただいている。次に、2、臨時経済対策事業経費（排水路維持）として1,097万円を計上させていただいた。これは臨時経済対策事業として排水路維持に係る七湊地内排水路修繕工事ほか修繕料で500万円、並びに山居排水路ほか防草コンクリート舗装工事の工事請負費597万円を計上させていただいたものである。次に、1、臨時経済対策事業経費（排水路新設改良）として114万4,000円を計上させていただいた。これは臨時対策事業経費として排水路新設改良に係る七湊排水路改修工事の工事請負費114万4,000円を計上させていただいたものである。次に、8款4項1目河川総務費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、河川総務一般経費並びに、2、水辺の楽校経費については説明欄に記載のとおりなので、説明を省略させていただきたいと思う。次に、4項2目の河川改良費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、急傾斜地崩壊対策経費で1,955万3,000円を計上させていただいた。内訳については測量設計等委託料で花立地区地滑り観測業務委託ほか2件の委託料で1,405万3,000円を、また寝屋地区急傾斜地崩壊対策事業の県事業負担金として550万円を計上させていただいたものである。次に、164P、165Pを御覧いただきたいと思う。2、河川整備促進経費で7,836万円を計上させていただいた。内訳については測量設計等委託料で普通河川滝矢川改修構造物予備設計業務委託ほか4件の委託料で2,255万円、工事請負費で普通河川滝矢川改修工事ほか1件の工事費4,299万円を、また滝矢川改修工事に伴う配水管移設に係る補償金1,282万円を計上させていただいている。次に、4項3目の河川海岸維持費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、河川維持管理経費で4,339万6,000円を計上させていただいた。内訳の主なものとして普通河川の修繕料で200万円を、施設の草刈り等の施設維持保全業務委託料で900万円を、また工事請負費で普通河川境川堆積土砂撤去工事ほか3件の工事費3,153万円を計上させていただいた。次に、2、臨時経済対策事業経費（河川海岸維持）として1,402万円を計上させていただいた。これは現年の河川維持管理事業のほか、臨時経済対策事業として河川維持管理に係る修繕料500万円のほか、工事請負費として準用河川恵ビス川暗渠管補修工事902万円を計上させていただいたものである。次に、8款5項1目港湾管理費である。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、港湾一般管理経費だが、内訳については記載のとおりなので、説明を省略させていただく。

都市計画課長 それでは、歳出の都市計画課分、主なものについてご説明いたします。同じページ、164、165P、8款6項1目都市計画総務費の説明欄1、都市計画総務一般経費のうち中ほどの都市計画関係業務委託料1,244万1,000円については、都市計画道路の見直し検証業務と都市計画マスタープランの策定業務委託料である。次に、説明欄の2、歴史的風致維持向上計画推進経費のうち、166、167Pになるが、上から3つ目、歴史的風致形成建造物保存事業補助金3,430万6,000円は建物12棟分、その下の建造物外観修景事業補助金908万3,000円は建物5棟分である。次に、説明欄の3、都市計画総務費職員人件費は都市計画課7人分の職員人件費である。続いて、8款6項2目街路事業費、説明欄の1、都市計画道路整備事業経費のうち工事請負費317万9,000円は、都市計画道路南中央線道路改良工事の工事費である。同じページ、8款6項3目公園費、説明欄の2、都市公園整備経費70万9,000円は、都市公園の遊具などの修繕工事費である。続いて、説明欄の3、臨時経済対策事業経費（公園整備）380万3,000円は、村上運動公園のあずまややベンチ等の老朽化による解体撤去と上片町児童公園

のフェンス撤去工事である。

上下水道課長 それでは、予算書の168P、169Pを御覧ください。8款7項1目下水道整備費の説明欄1、下水道事業会計繰出金22億3,228万8,000円だが、下水道事業会計への繰出金のうち下水道事業分だ。上下水道所管分はこれで終わる。

都市計画課長 同じく168、169Pだ。8款8項1目住宅管理費、説明欄の1、住宅対策経費4,217万円のうち中ほどにある修繕料1,000万円は公営住宅の不時修繕である。その3つ下、仲介手数料49万5,000円は民間賃金住宅を市で借り上げる際に仲介業者等へ支払う手数料である。一番下の公営住宅等長寿命化計画改定業務委託料668万8,000円は計画期間満了に伴う改定の業務委託料である。続いて、次のページになる。170、171Pになるが、一番上の住居賃借料405万円は民間賃貸住宅の借り上げ料である。その下、工事請負費1,363万7,000円の主なものは入居時の空き部屋修繕工事費等である。その下、屋根雪下ろし命綱固定アンカー設置事業補助金30万円は、屋根雪下ろし時の転落事故を防止するため、命綱固定アンカーなどの屋根安全対策設備の設置工事費用の一部を補助するもので、3棟分を見込んでいる。その下、補償金176万円は、市営中川原住宅入居者が他の公営住宅や民間賃貸住宅への転居に伴う移転補償料である。説明欄の2、臨時経済対策事業経費547万8,000円については、上の山住宅の駐車場区画線工事と取付け道路の舗装工事である。その下、説明欄3、耐震改修促進事業経費103万5,000円については、木造住宅耐震診断及び耐震改修に対する補助金である。説明欄の4、住宅管理費職員人件費は、都市計画課5人分の職員人件費である。以上で都市計画課分の説明を終わらせていただく。

#### 第11款 災害復旧費

(説明)

建設 課長 216P、217Pを御覧いただきたいと思う。11款2項1目公共土木施設災害復旧費だ。説明欄を御覧いただきたいと思う。1、公共土木施設災害復旧費だが、費目計上となっているので、説明を省略させていただく。以上である。

#### 第2表 債務負担行為

(説明)

建設 課長 7Pをお開きいただきたいと思う。債務負担行為になるが、表の上から7行目で日東道地域活性化ICランプ部維持管理業務委託料である。これは地域活性化インターチェンジである神林岩船港インターチェンジ、村上山辺里インターチェンジ、朝日三面インターチェンジの3か所のインターチェンジについて国土交通省に管理をお願いするための委託料である。国土交通省における精算の関係上、契約期間が当該年度の5月1日から翌年度の4月30日となり、年度のまたがった契約となるため、債務負担行為をお願いするものである。以上である。

分科会長（川崎健二君）休憩を宣する。

(午後 2時14分)

分科会長（川崎健二君）再開を宣する。

(午後 2時25分)



歳出

第4款 衛生費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第6款 農林水産業費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第8款 土木費

(質 疑)

尾形 修平

171Pなのだけれども、具体的に耐震改修の補助金ということで挙げている、これ直接は関係ないのだけれども、私代表質問のときに令和4年の4月1日から今度建物に関しての解体また除却に関してアスベストの調査と除却に関してのやつが義務づけになったよね。それに対して市から補助金等も私は必要なのではないかなということなのだけれども、その辺この制度に関してちょっと説明していただけるか。

都市計画課長

アスベストの取扱いについては、今委員ご指摘のとおりアスベストに係る建築物の解体等については規制のほうは令和4年4月からの取扱いで環境省または厚生労働省と国土交通省も絡んでではあるが、規制届出等が厳格化され、これから費用等も負担が大きくなるというふうなことである。それについての補助については、どうも国土交通省のほうで補助の制度を持っている。今現在の国土交通省の補助についての取扱いというか、条件等について調べたところであるが、アスベストについて、アスベストが使われている建造物、これについて補助の対象になるのがまず対象建築物は吹きつけアスベスト及びアスベスト含有のロックウールが施工されているおそれのある住宅建築物でアスベスト調査台帳に記載されているものということで、一番古くから使われて、大量に濃度が強いと言われる吹きつけのものについての補助であり、その後もっと建材にもいろいろ少なからず入っているものもある。保温とかアスベスト含有の耐火被覆材とか、そういったものにもアスベストは含まれているわけだが、今国土交通省で対象としているのは一番、レベル1と言われるところになるのだが、アスベストが非常に濃いアスベスト濃度で入っているものについての施工された建築物が対象になっている。かつアスベストが含まれているであろう建造物を県のほう、市のほうで使っているのも、県のほうで以前にアスベストが施工されている建造物の台帳というものを、国からの指導の中でであるかと思うが、調査して、そのリストがある。そこに記載されているものがアスベストが含まれているだろうということ国が認めてくれているものであって、そこに記載されている建物と、レベル1というかなりレベルの高いものについての調査費は25万円が上限だが、国の補助がある。また、そこでアスベストが入っているというのが確認されると、地方公共団体、市なりが補助、国への申請を行うが、個人の分も含めて全体額の3分の1で市が出したものに対して同額を国も補助してくれると、一応そのような制度になっている。村上市としては、今までアスベストの補助についてはやっていない。県内の自治体で6市町村やっているところがある。ただ、もう既に、以前はしていたけれども、やめたというような自治体も3自治体ほどある。今後制度がきつくなっていく中で、国土交通省のほうでまた少し基準を緩和するとか補助

率を上げるとか、どういうふうな動きになるのか、ちょっと今のところまだ分からない状態であるが、今現在の状況はそのようなものになっている。

尾形 修平 これ事業所関係、事務所関係だけではなくて、一般住宅でも吹きつけアスベストというのはやられている可能性があるわけだ。それに対してあるかないかを事前に調査しなさいと、調査しなければ解体、改築は認めないよというようなシステムなので、例えば私のところの住宅を改修また除却しようと思ったときに、解体業者さんは事前に調査しなければかかれないという話なの。そうすると、調査費用が発生するわけだよ、当然。その分の補助金が国から今出るというようなお話だし、私も聞いたところによると、それを調査しなければ、あるかないかも分からないわけだから、なければそれでいいのだけれども、それにしても調査はしなければならない。そうすると、解体費用プラス調査費用が出てくるわけだから、ぜひ村上市も手を挙げて、これ自治体が手を挙げないと補助対象にならないわけだから、やってもらいたいなというふうに思っていたので、代表質問のときに、あのときは俺環境課か市民課だなと思ったら、都市計画課が所管課だという話だったので、今回お聞きしたけれども、そういう理解でいいのだよね。

都市計画課長 おおむねそれでいいのだと思うけれども、今多分台帳にまず記載していないと補助の対象にならないということでもあるし、ほかのところでも今交付しているようなやり方を、ほかの自治体、6市町村あるということなので、聞いてみないと詳しいところは分からないのだけれども、おおむね解体屋さんもその辺勉強しているということで、今言った吹きつけ、レベル1に該当するかどうか解体屋さんが見た中で、これはそれに該当しそうだということであれば、その辺の話を、全然それに該当しないという話であれば、多分もう調査するところまで、補助対象にはならないのかなと思うけれども、どのような流れでどのようなところで判断するのかちょっと聞き取りなりなんなり、ほかの自治体やっているところに確認して、研究のほうをしていきたいというふうに思う。

尾形 修平 これから空き家等の問題も含めて、前回質問させてもらったのだけれども、空き家の除却にしても、例えばそういうものがあつた場合は、それプラスの費用が発生するわけだ。そうするとなかなかやっぱり皆さん尻込みしてしまうし、結構アスベストってお金かかって、下手すると何百万円単位になってしまうのだよね、実際の話。実際保健所とかあの辺も先般やったという話聞いても、やっぱり何百万円、かなりかかっているわけだ。だから、そういうのを含めてもうちょっと調査・研究してください。大丈夫ですか、副市長。

副市長 制度の改正があつたということだとすれば、それがどのようなものなのかということをもっとしっかり確認をして、それで新たな費用が発生するものであれば、それ相応の対応ができるように研究してまいりたいと思う。ありがとうございます。

尾形 修平 あとこれで終わる。161P、今年のこの委員会でもある委員から除雪機械のリース、大分課長つかれたけれども、これ実際やっぱり毎年この1億200万円か、これ総台数で何台だったか、これ。総台数で。リースの。

管理室係長 管理室係長だ。よろしく願います。現在リースしている車両台数としては52台ある。

尾形 修平 これその下に機械器具購入費ということで1億3,000万円新たに購入するのだろうけれども、これはちなみに何台分か。

建設 課長 今回購入する台数については、7台ということ考えている。内訳を申し上げます、

1台が市今まで持っていた、購入していた機械が古くなったので、更新するという  
ことで1台、それは社会資本整備総合交付金事業で1台買う。あとの残りの6台の  
うち5台についてはリースが満了になるということで、新しいリースをせずに購入  
するというので5台。それプラス除雪の機械が足りないということで、1台補強  
するというので、合わせて6台。これについては緊急自然災害防止対策事業債と  
いうことで優良な起債が利くということで今回購入することにいたしました。

尾形 修平 更新に関しても起債が利くということなのか。更新した、リースアップした機械を  
買うのは利かないの。

建設 課長 あくまで購入するという前提なので、新しい機械を購入するという。

尾形 修平 では、リースアップのやつは違うということ。

建設 課長 違うということだ。

菅井 晋一 157Pの道の駅朝日拡充計画経費についてなのだが、プロデュース業務委託料の具現  
化する何かと聞いた、ちょっとよく聞き取れなかったのだが、もう一回教えてくだ  
さい。

建設 課長 拡充基本計画をつくって、目指すべき方向性等を定めてあるが、それをどうい  
うものにしていくかということをもう少し具体的なものにするということ  
を具現化するということで、専門家の意見を聞きながら方向性をまとめる  
ということである。

菅井 晋一 歳入もある。2,000万円の歳入があつて、それでこの基本計画の業務委託は4,000万  
円に対しての2,000万円なのだろうか。

建設 課長 そのとおりであつて、基本設計については国の官民連携による地域活性化のための  
基盤整備推進調査費補助金の対象になるということで国土交通省と今協議してい  
て、申請すればなるだろうということ今話をいただいている。

菅井 晋一 あと、実施計画がこの後続くということになるか。

建設 課長 流れとすれば、プロデュースである程度具現化した方向性きっちりまとめて、それ  
と併せてプロデュースの中で基本設計に対してもプロデュース業務の中でアドバイ  
スをいただきながら、まず基本設計を発注していきたいと。基本設計がある程度見  
えた段階で、今度実施設計を発注するということになる。今の予定だとプロデュ  
ース業務を9月、10月くらいまでということ今考えているので、プロデュ  
ースについては年度いっぱいなのだけれども、基本設計を9月、10月から発注しよう  
ということ、基本設計については年度は繰り越しながらちょっと少し考えていき  
たいというふうに考えている。

菅井 晋一 この先いよいよ工事になるわけだけれども、そのときはやっぱり有利な財源とかは  
どうなるのだろうか。

建設 課長 今のところ新たに造るものではなくて、リニューアルということで、なかなか補助  
金はないのだけれども、農林水産省のほうの、施設の一部になるのだけれども、補  
助対象になるものがあるということで、それでちょっとまだ確定はしていないけ  
れども、2億円程度の補助にはなるのではないだろうか。あとまた最近やった自治  
体の例をいろいろ聞いてみると、やっぱりなかなかリニューアルに対して補助金な  
いということで、過疎債だとか、そういった優良債を使いながらやっているとい  
う例が多いということで、うちのほうもそういう方向も含めてちょっと検討してい  
きたいということで話を進めている。

菅井 晋一 結局いい事業になるかどうか財源によるかと思うのだ。まずやればいいさ、金は後  
で何とかするなんていう仕事はいい仕事にならないので、やっぱりきちんと財源の

見通しを立てることが大事だかなというふうに思う。いろいろ要望あるのだけれども、道の駅朝日拡充計画経費となっているので、拡充するような計画にしてもらいたいと思う。

副市長 委員おっしゃるように、まさに拡充であるので、これ道の駅朝日という名称あるけれども、市内、神林道の駅それから夕日会館も含めてやっぱり市をある意味では象徴するような、他の道の駅との連携もしつつ、朝日だけではなくて、村上市全体の1つの大きな道の駅のリニューアルなのだという、そういう位置づけで今総合的に考えている途中である。市長も毎週1回このためだけのミーティングを開いていて、今朝もそれあったのだけれども、進捗管理を含めて確実に市が誇る道の駅となるように全庁挙げて努力をしているので、ぜひ財源確保も含めてまたいろいろご提案、ご意見をいただければありがたいというふうに思う。よろしく願います。

菅井 晋一 大分気合入っているようで、本当にありがたい。よろしく願います。あそこにはそれこそ市内の業者も100社を超えるぐらいの業者が入っている。皆さんやっぱり待っていると思うので、どうか今の勢いで進めていただきたいと思う。以上だ。

建設 課長 先ほどの財源の件なのだが、国土交通省以外の各省庁いろいろちょっとお聞きして、使えるものは使いたいということで、まだ調査中なのかと言われるかもしれないけれども、使えるものは使いたいということで、その一環で今基本設計の中でもこういった補助金が見えるということで進めているので、今後も補助金見えるものは探し出して使っていきたいなというふうに考えている。

#### 第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 第2表 債務負担行為

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否についての発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第6号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

---

分科会長(川崎健二君)閉会を宣する。

(午後 2時47分)